

議案第 69 号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整備に関する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 3 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例を整備するため、提案するものであります。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整備に関する条例

(調布市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第1条 調布市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和30年調布市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項及び第2項の規定の適用については、これらの規定中「3年を超えない範囲内」とあるのは、「法第22条の2第1項及び第2項の規定により任命権者が定める任期の範囲内」とする。

第4条第2項中「いかなる給与」を「いかなる給与又は報酬」に改める。

(調布市職員の懲戒に関する条例の一部改正)

第2条 調布市職員の懲戒に関する条例(昭和30年調布市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第3条中「給料」を「給料月額(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額(調布市職員の給与に関する条例(昭和30年調布市条例第21号)第9条に規定する通勤手当に相当する報酬の額及び同条例第12条に規定する時間外勤務手当に相当する報酬の額を除く。))」に改める。

第4条第3項中「給与」を「給与又は報酬」に改める。

(調布市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正)

第3条 調布市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例(平成14年調布市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第10条中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の

一部改正)

第4条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成5年調布市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第1項」を削る。

（職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正）

第5条 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和41年調布市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条各号列記以外の部分中「給与」を「給与又は報酬」に改め、同条第3号中「第3項」を「第3項又は第19条」に改める。

（調布市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第6条 調布市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年調布市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第7条中「職員」を「職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。以下同じ。）」に改める。

（調布市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第7条 調布市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年調布市条例第23号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

調布市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

第1条中「特別職の」を削り、「及び費用弁償」を「，費用弁償及び期末手当」に改める。

第2条第18号を次のように改める。

(18) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「会計年度任用職員」という。）

第2条第19号中「（昭和25年法律第261号）」を削る。

第3条第1項中「第18号」を「第17号」に改め、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び第3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 会計年度任用職員の報酬は、時間を単位として、1時間当たり

2, 950円を超えない範囲とし, 規則で定める。

第5条第2項第1号中「第4項」を「第5項」に, 「第3項」を「第4項」に改める。

第6条第2項ただし書中「第19号」を「第18号及び第19号」に, 「一般職の職員」を「一般職の職員(会計年度任用職員を除く。以下同じ。)」に改める。

第7条を第8条とし, 第6条の次に次の1条を加える。

(期末手当)

第7条 期末手当は, 6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)

にそれぞれ在職する会計年度任用職員で規則で定めるものに対して, それぞれ基準日から起算して, 30日を超えない範囲内において市長の定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し, 又は死亡した会計年度任用職員で規則で定めるものについても, また同様とする。

2 期末手当の額は, 前項の会計年度任用職員がそれぞれ基準日(退職し, 又は死亡した会計年度任用職員にあつては, 退職し, 又は死亡した日)現在において受けるべき第3条第2項の規定により定められた報酬の額を基礎として規則で定めるところにより算定した1箇月当たりの額に市長が定める割合を乗じた額に, 勤務実績等に基づき規則で定める割合を乗じて得た額とする。

3 前項の市長が定める割合は, 年間(4月1日から翌年3月31日までをいう。)を通じて, 調布市職員の給与に関する条例(昭和30年調布市条例第21号)第16条第4項に規定する割合を超えてはならない。

4 期末手当の不支給及び一時差止めは, 一般職の職員の例による。

5 前各項に規定するもののほか, 期末手当の支給について必要な事項は, 規則で定める。

附則を附則第1項とし, 同項に見出しとして「(施行期日)」を付し, 附則に次の2項を加える。

(令和2年度及び令和3年度における報酬に関する特例)

2 令和2年度及び令和3年度における第3条第2項の規定の適用については, 同項中「2, 950円」とあるのは, 「令和2年度にあつては

3, 420円, 令和3年度にあつては3, 160円」とする。

(令和2年度及び令和3年度における期末手当に関する特例)

3 令和2年度及び令和3年度における第7条第3項の規定の適用については, 同項中「調布市職員の給与に関する条例(昭和30年調布市条例第21号)第16条第4項に規定する割合」とあるのは, 「令和2年度にあつては100分の100, 令和3年度にあつては100分の180」とする。

別表福祉会計専門員の項を削る。

(調布市長等常勤特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第8条 調布市長等常勤特別職の職員の給与及び旅費に関する条例(昭和31年調布市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「職員」を「職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。以下同じ。)」に改める。

第5条第4項中「(昭和25年法律第261号)第22条第5項」を「第22条の3第4項」に改める。

(調布市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第9条 調布市職員等の旅費に関する条例(平成20年調布市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第1条中「職員」を「一般職の職員(同法第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。以下「対象職員」という。)」に改める。

第2条第2号中「職員」を「対象職員」に改め, 同条第5号中「職員の」を「対象職員の」に, 「職員と」を「当該職員と」に改める。

第4条第1項から第3項までの規定中「職員が」を「対象職員が」に改め, 同条第4項を削り, 同条第5項中「前2項」を「前項」に改め, 「又は臨時に雇用される職員」を削り, 「職員の」を「対象職員の」に改め, 同項を同条第4項とし, 同条第6項中「職員」を「対象職員」に改め, 同項を同条第5項とし, 同条第7項中「職員」を「対象職員」に改め, 同項を同条第6項とする。

第5条第1項中「職員」を「対象職員」に改める。

第 1 1 条中「一般職の職員」を「対象職員」に改める。

第 2 7 条第 1 項中「職員」を「対象職員」に改める。

第 3 0 条中「職員について」を「対象職員について」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。